

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 産業基盤整備課

不利益処分の内容	工場用地等活用促進事業に係る工場用地等登録の取消し	
根拠法令等及び条項	栃木市工場用地等活用促進事業実施要項第9条	
処分基準	根拠条項	栃木市工場用地等活用促進事業実施要項第9条
	参考事項	
	設定等年月日	平成28年11月1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>(登録の取消し)</p> <p>第9条 市長は、工場用地等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録簿に登録した情報を削除するとともに、工場用地等活用促進事業登録取消通知書（別記様式第6号）を当該登録者に通知するものとする。</p> <p>(1) 前条の規定による届出があったとき。</p> <p>(2) 登録の要件に該当しなくなったとき。</p> <p>(3) 登録内容に虚偽があったとき。</p>	